

福島からの訴え ― 憲法九条と原発問題

福島県九条の会 真木 實彦

(2012・5・3)

(I) 原発災害の実態―福島からの訴え

◆原発災害の特殊性と福島の現状

昨年の東日本大震災から一年余りが経過した福島は、原発災害が加重されたという特殊性もあって、今なおその影響は刻々変化しながら重たい問題を抱え続けています。原発の災害はもっぱら放射能汚染によるものですが、「見えない」・「分からない（とくに、低線量被曝の評価など）」・「すぐに結果が出ない」という特性を持っており、これが地域社会全体に重苦しいストレスを齎しています。原発事故によって齎された放射性物質の大量飛散が、地球環境という人間の生活圏にどのような災厄を齎すものか、悔恨の念を含めながら私たちは身をもって日々知らされています。

現在16万人を超える県民が住んでいた家を離れ県内外での苦難な生活を強いられ、新学期を迎えた今月にはさらに2千人を超える学童が減少しただろうと報じられています。

浜通り双葉郡内8町村を含む9つの自治体が役場移転を余儀なくされました。そのうち2町村は最近役場を元に復帰させましたが、住民が生活を取り戻せるかどうかは今後の課題です。町の存続すら危ぶまれる自治体が出てくる可能性もあります。

農地の除染の見通しも立たず、出漁の自粛は続いたままです。観光業も大きな痛手を蒙っています。多くの県民は、家はあるのに帰ることも出来ず、狭い仮設住宅などでの当てのない生活を強いられています。

その上、苦難は物理的な被害ではありません。放射能という見えない脅威の下、被害者同士でありながら住民同士の間で生まれる心理的な葛藤や亀裂はいたるところで分断と対立を生んでいます。避難する人としらない人、子どもを避難させる人とさせない人、これらをめぐって家族の中にも埋めがたい溝が生まれている例も多いのです。また、農家は消費者を恨み、消費者は農家を責めます。生産者と消費者の間にあった絆も引き裂かれています。放射能が社会を切り裂いているといっても大げさではない状況が続いています。

飛散した放射性物質の除去が当面の課題です。しかし、そのための効果的な方法の開発も今後に委ねられています。森林や海洋などの除染などは考えただけで絶望が先に立つほどです。その上、除染によって生じた汚染廃棄物の中間処理施設の設置場所すら決められないのが現状です。

◆原発災害が地域ごとに与える影響

さらに、放射能の影響は県内でも地域ごとに異なり、かつ、時の経過と共に変化しているのも大きな特徴です。そもそも放射性物質の飛散度・汚染度が地域ごとに異なる上に、政府の対応策の不適切さ、情報の後出しなどともあいまって、地域の混乱を助長している点が見逃せません。

いわき。 原発の南側に位置するいわき市は、当初、避難する住民と原発地域からの避難民の受け入れが交錯し深刻な混乱と孤立感に落ち込みましたが、その後汚染度が比較的軽微である事が判明するにしたがって流出人口も戻り、避難者の定着も増えて人口が増加し、かつ、立地上の特性から原発事故対策のための後方基地としての性格を強める

ようになっています。家賃の高騰や原発を処理する大量な労働力の流入などにより新たな問題も生じています。

相馬。原発の北方に当たる相馬・南相馬市は、当初津波の被害も甚大で遺体収容も儘ならず、物資の搬入も拒まれ孤立感を深めた地域です。とくに南相馬市は、汚染度の高い地域から比較的汚染の少ない地域までを抱え、政府の配慮の無い区域指定による分断引き回しの最大の被害地となりました。その後、帰還者も徐々に増えつつありますが、居住条件の整備などその傷が今でも癒しがたい尾を引いています。

飯館、川俣（山木屋）。原発の北西方向に当たる地域で、当初の避難民受け入れ地域から一転、事件発生後一ヵ月たって全村（全地区）強制避難地域に指定され、とくに、飯館村ではその後、村の存続を第一に考えるか、村民の健康を重視すべきかで村内部に対立状態も生じ、村が設定する2～5年後の完全帰村に現実的道筋が付けられるかが深刻に問われています。

中通り北・中部。原発立地地域から阿武隈山系で隔てられていたためこの地域は当初比較的第三者的な立場であったものの、5月以降次第に汚染状況が判明するに従って当事者意識に変化し、関心も「子どもを守る」から「地域の環境復元」（校庭・通学路の除染から地域除染）へと広がり、さらに、秋から冬にかけては農産物の被曝の顕在化、汚染採石を使用した新築マンション汚染など予想外の事態も出現し、困惑が広まっています。

県南・会津。当初住民の外部への避難と避難者受け入れが錯綜した中で混乱しましたが、その後、風評被害による農業・観光業などへの打撃も甚大で、その上、精神的損害への保障対象から外されるなど不満が表面化してきています。

双葉郡。昨年末から今年にかけて大きな問題になってきているのが原発立地地域である双葉郡の帰趨の問題です。

現在、この地域住民のほとんどは県内外へ避難しているのですが、昨年12月政府は「原発の冷温停止状態の達成宣言」を出し、避難区域見直しに向けた考え方を公表しました。今年4月以降に、年間放射線量ごとに「帰還困難」「居住制限」「避難指示解除準備」の3区域を設定するというものです。そして今年に入ってから、避難指示解除準備のため住民の帰還に向けて役場や学校など生活圏での除染作業、道路や水道などのインフラの復旧を進める施策を開始する一方、これから3年後以降最低30年は維持せざるをえないとされている放射性廃棄物の「中間貯蔵施設」を双葉郡内にという提案が出されました。「帰還困難」・「居住制限」区域の範囲内を想定している提案と思われますが、しかしこの事態は、双葉郡内（飯館・山木屋も含めて）の住民の間に新たに大きな動揺と混乱を生み出し始めています。

目標の4月に予定通り新しい区域指定が実施されたのは2市1村（田村・南相馬市と川内村）のみで、その他はいまだ検討中です。同じ町が区分により分断されることを避けたい（区分により賠償額に差が出ることも原因の一つと見られる）という判断が強いため原発立地に近い町では一括「帰還困難地域」になることを自ら選択する自治体も出てくる模様です。町の外部に「仮の町」を作るなど、これまでわが国では経験したことのない自治体が出現する可能性も出てきており、また、一部からは大型合併問題も出されるなど、住民は今後ますます厳しい選択を迫られることになるでしょう。

◆原発災害は住民の基本的な人権を奪い去っている

今回の原発災害にあった福島県民のさし当たったの願いは大変単純なものです。県民の健康、福島の大いな大地と海を昨年の3月11日以前の状態に戻して欲しいというものです。昨年の夏には、「原発に依存しない福島」を、という県の長期ビジョンも策定され、その後県議会でもこのビジョンが満場一致で採択されました（もっとも数人の退席者があったということです）。しかし、現に進行している事態は、深刻な憲法違反の事態を、

しかも長期にわたって周辺住民＝県民に強制するという大変厳しい現実なのです。

日本国憲法では第三章で国民の権利と義務について規定しています。まず、その冒頭で「基本的人権の享有」を侵すことのできない永久の権利として国民に付与されるものと定めています（11条）。その上で、「居住・移転及び職業選択の自由」（22条）、

「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」＝「生存権」の保障（25条）、「勤労の権利」の保持（27条）、「財産権」の不可侵（29条）などが定められています。このたびの原発災害によって蒙った現場の状況は、まさに以上の憲法諸条項に著しく違反するものであり、かつ、違憲状態の固定化だと考えざるを得ないものです。

勿論、自然災害などではこれらの権利が一時的に脅かされる事態は発生しえます。しかし多くの場合、これ以上は下がらない「底」というものがあって、それ以後はそれからの立ち直り＝再生・復興という過程が曲がりなりにも進行するはずです。しかし、放射能災害にはその「底」が見えず、次から次へと底知らずに災害が思わぬ形で広がっていくのです。災害をもたらす根源である「放射性物質」を環境から除去出来ない、精々環境からの影響の少ないところに「隔離」するか、自然消滅するのを待つかする以外に手だてがないという放射性物質に対処する現代科学・技術が持つ限界に起因するものだからだと思われます（この点、そもそも70年代初頭に原発を導入した時点で、放射性廃棄物の事後処理についての見通しなしに走り出した無責任さに根本原因が求められます）。その意味では、これまで長年先送りしてきたツケに今後長期にわたって立ち向かって行かざるを得ない巡り合わせに、福島県民は遭遇してしまったと言ってよいかもしれません。

◆東電・政府の責任の明確化と求められる「熟議民主主義＊」の課題

26年前に起ったチェルノブイリの事故を他山の石とすることに失敗した私たちは、この狭い日本国土の中で自ら被害者になると言う痛恨の事態を招いてしまいました。しかし、昨年12月の「原発の冷温停止状態の達成宣言」がいつの間にか事故そのものの「収束宣言」と受け止められ、後は付随的な福島圏域内の問題として全国から遮断されるのが、いま一番避けなければならない点だと感じています。

先ずははっきりさせられるべきは、現在福島の住民が受けている放射能による災害は「無主物」による災害などではないということ、東電と原発を国策と位置付けてきた国＝政府にすべての責任があり、最後まで責任を取らせるべきだという視点が欠かせない点です。

福島で現在起っている現実、大げさでなく家族と地域社会が「分断と解体の危機」に追い込まれているといってもよい状況です。放射能災害というものは、地域と人間の未来を永きにわたって奪い去ってしまうという、特異な災害なのだという事を身に沁みて私たちは学びつつあります。

受けている被害も社会生活全般に亘りきわめて広範囲に及ぶものです。農・漁業、その他の産業、サービス業などのいわゆる生業（なりわい）の再建の問題、住宅や地価問題など居住条件の確保の問題、家族生活維持などの問題、子育て・教育に関わる問題、県民の長期にわたる健康維持に関する問題、地域の除染問題（森林や海洋をも含む）、自治体のあり方と住民参加の問題、訴訟なども含めた完全賠償を求める住民運動の問題、など、など。

これらについてそれぞれきめ細かく問題ごとに論点を洗い出し、オープンな場を通じて住民間で解決の道筋を解き明かしていく地道な取り組みが欠かせません。

直接被害を蒙らなかった全国民との対話も欠かせません。困難ではあっても今後長期をかけて再生への道を探る住民間の徹底した論議と解決の道筋を模索する粘り強い努力が求められていると思われます。

＊ G.F.Jonson 『核廃棄物と熟議民主主義』 新泉社刊 参照。

◆原子力発電を巡る全国的な状況はどのように進んでいるか

ところで一方、原発事故直後こそ脱原発、原発に依存しないエネルギー政策の再構築をという声が高まりましたが、その後それらを圧倒するかのようには原発を維持すべきという論議が政府・財界筋から強く押し出されてきています。さすがに、「安全神話」は影を潜めましたが、今後の「経済成長」・国民の「豊かな生活」のためには原発は手放せないという表向きの論旨です。そして事実、九州や北海道では「やらせ」まで含めた原発再稼働に向けた動きが現れましたし、原発輸出への動きが具体化するなど、福島原発災害にも懲りない「原子力村」が再び鎌首を持ち上げてきているように見受けられます。

今年に入ってから、さらに一步を進めた事態が展開しています。いまだに福島原発事故の検証が済んでいないにもかかわらず、大飯原発の再稼働に焦点を絞った原発再稼働への歩みが進められています。原発の安全性をチェックする法案が閣議決定され、原子力安全改革法案が議会に上程されています。それが成立すれば新たに「原子力規制庁」が立ち上げられ、原子力規制を担わせるとともに、原発の運転期間を「原則40年」とし、例外最長20年の延長を認めるとしています。40年という数字はアメリカで経済的な理由から採用した数字を参考にしたものといわれ、安全性が40年間保たれる「明確な科学的な根拠があるわけではない」ということは政府関係者も認めているところです。また、はたしてこれらの諸措置が有効な原子力規制となっていくのかも厳しく監視していく必要が求められています。

ところで、国内に54基ある原子炉の中で現在稼働しているのは1基のみです。これも5月初めには定期点検入りが予定されており、このまま推移するとわが国の原子炉は5月以降にはすべて止まることになっています。そこで現在定期点検が一応終了して再稼働を待っている原子炉のうち大飯原発に狙いを定めた再稼働への動きが強引に進められているわけです。このままだとこの夏には電力不足になるという危機感を煽っているのですが、今年の夏を節電で乗り切った実績もあり電力不足という宣伝はあまり効果を発揮しておりません。むしろ、なぜ全部の原子炉の止まる事がそれほど困ることなのか、裏があるとの勘繰りが強まるばかりです。

◆被災地復興の国家的プロジェクトと復興をめぐる対抗軸

さらには、被災地復興支援として取り組まれている国家的プロジェクトに触れておく必要があります。それらは中央資本の参入に大きく道を開くものとなっています。例えば、仮設住宅は「プレハブ協会」という全国組織に加入している業者にのみ請け負わせることを原則としています。ちなみに、福島での当初14,000戸（最終的にはさらに2,000戸増）の仮設のうち、ようやく県内業者分として4,000戸を確保しました。かなり努力して確保した数だとわれています。また、除染作業も中央の大手ゼネコンや宇宙関係機関が主要な受注先になるといわれており、大規模な参入合戦が繰り広げられています。東北の災害復興が中央資本の儲けの一大チャンスとなっている傾向を否みえません。不況の中の「災害特需・福島特需」とも言われています。

全体としてみると現状は犠牲を蒙った福島に大きく網をかぶせ、その中で起っている人権侵害問題などには目をつぶって、原発は再開するし、大手中央資本は被災地を食物にするという構図が浮かび上がってくるのです。福島の沖縄化現象とでもいえる図式ではないでしょうか。このようなすり替えを赦さず、福島で起っているありのままの事実を全国民の知見とする努力をしながら、原発災害の非人間性と人権無視は赦さないと言うことを全国民的な世論の基本に据える闘いに取り組む以外に、私達の未来は展望できないと考えるのです。

(Ⅱ) 原発・原爆問題と憲法9条

◆原子力発電の成り立ち—核軍拡競争激化の中での核軍事技術の一部開放

この度の原発事故とその影響の広がりを見つめると、戦後私たち被爆国民が抱えるに至った核問題の本質にまで立ち返ってそれが持つ意味を根源から捉えなおす必要が生じてきているように思われます。まず、原子力発電の成り立ちを核問題との関連で見えます。

① 前提。核開発と戦後の核軍拡競争の展開

米マンハッタン計画（1942）に始まる核開発。原爆実験成功、広島・長崎での実戦使用（45）。ソ連核実験成功（49）により米の核独占崩壊。冷戦下における核軍拡競争へ。

その後、英核実験成功（52）、ビキニ水爆実験（54・3）、中国核実験成功（64）などと続き、60年代から70年代に入ると核拡散防止が戦略的主要テーマとなります。それと同時に核政策の結びも拡大していったように見受けられます。

② 核軍事技術の平和利用・民間移転としての原発

一方「原子力の平和利用」の提唱（53・12アイゼンハワーの国連総会演説）を起点とする原子力発電の実用化政策（原子力における国際協力の促進、原発関係施設の輸出解禁、原子力開発利用の民間企業への開放）は、アメリカにとってはソ連との核軍拡競争が熾烈を極める中で、原子力発電で先行されたソ連に対抗し、同盟国への濃縮ウランの提供と核の国際管理機関設置（IAEAの発足57・7）による新たな状況の下での核競争における主導権奪還が差し迫った課題となる状況の下で打ち出されたものでした。

「原子力が人類に死をもたらすものではなく恩恵を与えるものになるように努力すること」を約束したこの〈Atoms for Peace〉政策は、その裏で歴史上最も急速で見境のない核軍拡と共存していた点が見逃せません（例えば、ビキニ環礁での水爆実験54・3・1）。

ともあれ、これがその後の「原発」という固有の困難を伴う問題を用意したことになったわけです。

③ 日本における原発受容

ビキニ水爆実験を契機に盛り上がった原水爆反対の世論の中で、日本への実験用原子炉提供の申し出（54・3・22）が「第五福竜丸」被爆事件（54・3・1）直後（「事件」の発表は3・16）という慌しさの中で行われ、原発の日本移転が決定されます。これは、当時、冷戦体制下の「逆コース」のもとで反動化しつつあった日本政府中枢部がアメリカのこの時期の変化にいち早く即応した結果でもありました。原発導入のこの間の事情がその後の安全性無視の原発体制の起点となったという事実は確認されておいてよいと思われます。

一方、核の平和利用のための国際管理が強められる中で、原発は、ソ連で初の原発運転開始（54・6）、英商業用発電開始（56・5）、米商業用発電開始（57・12）と続き、日本では、研究用原子炉（原研）初の臨界成功（57・8）から商業用原発（原電）での発電に成功（63・10）、へと続くことになります。

◆日本における原発受容の特殊性

① 核アレルギーの下での日本における原発受容

人類最初の被爆国日本が原発を受容するにあたっては、ビキニでの日本人の被爆とも重なって、原子力の「平和利用」という視点がことのほか厳しく問われました。アメリカへの全面依存と技術的蓄積を無視した拙速性が当初から内在していた中で、「安全

性」を神話にするほどに固執せざるを得なかった出発点での特異性が、国内的にも際立った特徴と対抗関係を生み出しました。

② 日本における原発維持の特殊な構造

原発を維持するのに日本では、「国策民営」と言う特殊なシステムで対応しました。これが責任の所在を不明確にした「もたれあい」体質を作り上げたと思われます。さらにこれを補強するものとして、原発を直接受け持った「電力産業」と関連原発メーカー（東芝、日立、三菱重工業など）、原子力関連学会、原発を国策と位置付けた「政府」、さらに、マスメディアを加え、その間に独占的で閉鎖的な癒着構造が形成され、今日まで頑強に原発を守り抜く特殊な構造（「原子力村」）が作り出されたのです。

③ 「安全神話」を始めとする世論操作の徹底ぶり

原発受容に当たっては、不安を慰撫するための「原発安全宣伝」の徹底的な展開が求められました。行き着く先は「多重防護装置に守られた原発」という「安全神話」の一人歩きであり、それは推進者自らの安全に対する努力をも麻痺させるほどの深刻さでした。そもそも、「放射性廃棄物」の最終処理方法も未確立のままの商業用原発への見切り発車（「トイレのないマンション」）という根本問題は現在に至るもまったく解決されていません。核処理技術のこの決定的な未熟性は「安全神話」の陰に隠されて先送りされたまま現在にまで至っているのです。

この「安全神話」は、原爆の「核」と原発の「原子力」の用語の厳密な使い分けにまでおよぶほどに神経を張り巡らせたものでした。前者は危険で後者は安全なものだという、ほとんど信仰に近い「安全」の刷り込みが行われました。

④ 原発維持技術とその不完全性

わが国が採用した軽水炉型原発はその事故対策＝安全の保障として従来から言われてきたのが「止める」、「冷す」、「閉じ込める」の三行程ですが、今回の福島原発で機能したのは「止める」のみで、炉心のメルトダウンは停止中であつた4号炉を除いて1、2、3号炉すべてに及んでいます。つまり、核分裂それ自体が持つ「巨大な熱エネルギー」と「放射性物質の飛散」という危険を伴う性質を十分にコントロールする事すらできなかったことが露呈したわけです。米・仏の技術を借りて「冷す」ことに狂奔した実態が暴露され、「閉じ込める」ことに失敗したツケが福島を中心とした自然環境を大幅に毀損してしまったのです。これまで有効な事故対策の技術的蓄積すら十分なされてこなかったわが国の事故対応の貧しさが露わになりました。

これらの点からみても、現在の原発維持技術が核を無害なものに変換する事が出来ないといういまだ本質的に未熟なものであるだけでなく、運用上もその危険性を完全にはコントロールしえない段階にあるという事実が証明されたと言ってよいでしょう。

◆原子力発電の国策民営システムの問題点

① 責任分担の不明確さと無責任性

これまで原子力発電事業を推進してきたのは「国策民営」と呼ばれるシステムでした。事故後一年間の事態の推移を見ていると、国家計画・規制と民間事業との間に責任分担の区分がはっきりしないことに気がつきます。安全基準を作り管理している国もその内部では主に試験段階を扱う文部科学省と、原子力を含むエネルギー行政全般を担当している経済産業省との間の分担も不明瞭な部分を残し、さらに、経産省も原子力事業を推進する資源エネルギー庁と規制側の原子力安全・保安院が同居しているなど厳しい批判的となっています。

② 不分明なもたれあい構造の肥大化

国策民営の二元体制の下で原子力発電に対する諸施策が行われており、そこに関連メーカー、研究者、さらにマスメディア・言論界が巻き込まれるという体制が作られていきました。東京電力は国の安全基準を遵守していたと言います。例えば、全交流電源の長期間喪失や複数機器の同時故障などは立地審査の対象から外されていました。電力会社にしてみれば国の基準をパスした以上の安全対策を施す必要を感じないどころか、むしろタブーにすらなるのです。国の基準以上の安全対策を施すことはよりコストが掛かるわけですし、追加的な安全対策は施設に不備があるからだと思われかねない。というわけで、国の規制を超える施策には関心を示さない姿勢が常態化することになっていました。

◆「原子力発電国策」の下で何が追及されたのか

① 核兵器製造のポテンシャルを保持する

わが国は何よりも戦力を放棄する憲法九条を持ち、また、原子力基本法でも「開発及び利用は、平和の目的に限り・・・」と規定されています。にもかかわらず、核兵器を作る潜在的能力を持つ原発を持つことにあくまでも拘ってきているのです。

歴史的に観ても、60年代後半世界が核の不拡散を目指す政策が追求される中で日本は内部的には核不拡散条約（NPT）の批准に抵抗します。70年には批准するのですが、その前年外務省が策定した「わが国の外交政策大綱」には次の様に記されています。

「核兵器については、NPTに参加すると否とにかかわらず、当面核兵器は保有しない政策をとるが、核兵器製造の経済的・技術的ポテンシャルは保持する。」ここに日本の原子力政策の本当の目的があったし、また、現在でもあると思われます。

② 何故原発の保持が核兵器製造のポテンシャルになるのか

日本では、原子力を永久に自己再生産する仕組みとして、「核燃料サイクル」という夢を描きましたし、今でも捨てていません。原発で使った後の使用済み核燃料からウランやプルトニウムを分離し、再び燃料として利用しようとする構想です。しかし、その構想の核となる高速増殖炉「もんじゅ」も六ヶ所村の再処理工場も、いまだに本格稼働の目処は立っていません。巨額の金を無駄にしながらいまなお見果てぬ夢を追っているのは、エネルギーの自給というよりは、プルトニウムの生産にあることは今では周知の事実です。すでに日本は普通の原発から発生した45トンのプルトニウム（長崎型原発4千発分）があるといわれています。より高性能の核兵器を作るためには高速増殖炉での濃縮が必要なのです。

◆アメリカの対日原子力政策とプルサーマル計画

① アメリカの原子力政策との微妙な対抗関係

日本の原子力開発をアメリカはサポートしています。濃縮ウランや原子炉の日本への輸出を解禁しましたし、技術・情報も提供しています。しかし、日本が核兵器を持つことは望んでいません。1974年のインドの核実験は国際核不拡散体制にとっては衝撃的でした。それ以降とくにアメリカが神経質になったのは再処理によるプルトニウムの抽出でした。この点で日米の間には微妙な対抗関係が生まれてくるわけです。

② プルトニウムを消費するためのプルサーマル計画

公には核兵器を持たないことを宣言し、余剰プルトニウムを出さないと公約している日本は、プルトニウム利用計画＝消費計画を公表しています。高速増殖炉計画が将来実現するまでの間（2050年が見込まれている）、のプルトニウム消費のための苦肉の

策としての使い道が「プルサーマル」計画です。プルトニウムとウランの混合燃料(MOX)を、わが国で一般的に稼動されている原子炉(軽水炉)で核燃料として使う、つまり、本来なら高速増殖炉で使うべき MOX 燃料を、プルトニウム消費のために軽水炉で使うのです。昨年事故を起こした福島第一原発3号炉がこのプルサーマル計画に基づく MOX 燃料が使用されていました。

◆ 3・11以降の新たな変化、潜在的核兵器としての原発の表面化

しかし、昨年の大震災以降、新しい動きが出てきているように見受けられます。これまで水面下に隠れていた軍事技術としての原発の意義を、表立って主張する論陣が声高に主張され始めたのです。読売新聞の社説(2011年9月7日)を例にとって見ます。

「日本は原子力の平和利用を通じて核拡散防止条約(NPT)体制強化に努め、核兵器の材料になりうるプルトニウムの利用が認められている。こうした現状が、外交的には、潜在的な核抑止力として機能していることも事実だ」と。この潜在的核兵器としての価値(原発の)を一つの理由に挙げて、脱原発と決別せよと主張するのです。また、「核の潜在的抑止力を維持するために私は原発をやめるべきとは思いません」と発言した自民党石波茂前政調会長(「サビオ」10月5日号)などもこれらにつながる発言です。

核燃料サイクルの確立とプルトニウムの生産能力の保持が実は原爆を生産する能力を持つことに通じるという議論であり、原発は豊かな生活を保障する「経済問題」であるよりは、優れて「安全保障問題」であることを直言したものです。以前から水脈下にはあった議論ですが、いよいよ憲法改正論議が核兵器を持つのか持たないのかを含めて議論することになる時代に入ったことをうかがわせる論点として、看過できない事態であると言わざるをえません。原発の存続が九条の改正(軍備の保持)を裏側で補強する力となるというわけです。

◆ 核廃絶と脱原発との狭間に

最後に一言申し述べておくべき点は、「原発は原子力の平和利用だ」、とする考え方をめぐって、これまでわが国の「平和運動」に一定の否定的影響をもたらした不幸な歴史を持っている、という点についてです。昨年原発事故以来の現実には「原発」と「原爆」が無縁のものではなく、同じ「核分裂」を利用するという同根に根ざしているということをより深く認識した上で、「核」を統御する上で人類が到達している未熟な現段階を厳しく認識することから再出発する必要があると思われます。

「運動論」レベルの話としてではなく、「核」の認識上の問題として限定して申し述べておきますと、「あらゆる核は人類と共存できない」、「文明災としての核」ないしは「放射線被曝は絶対に悪である」という核の認識には私は直ちに同意できないものを感じています。謙虚にしかし、ひるむことなく「核」を科学の分析対象にし続ける必要性を強く感じます。

と同時に、これまで原発を推進してきた「原子力村」といわれる体制の解体と、限界はあっても住民による「熟議の民主主義」の構築が何よりも必要だと思われるのです。道は遠いのですがこの道以外に王道はないように思われるのです。

<3月までの避難区域>

福島民報 3月30日



<警戒区域 3市町村で解除>

日経新聞 3月31日

福島第1、避難区域見直し決定 8町村再編見送り

